

政令第 号

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成十八年一月二十六日とする。

理由

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。

